平成２９年（フ）第８９４号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目18番20―301号
債務者　工藤　聖明
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５号
群馬県高崎市緑町１―６―１　高義マンション501号室、住民票上の住所群馬県甘楽郡南牧村砥沢681番地６
債務者　大塚　初枝
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１８６号
相模原市南区新戸2535番地２　リシェス新戸101
債務者　門馬　一夫
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１９１号
相模原市緑区橋本７丁目３番24号　ハイツフレンド102
債務者　小菅　裕子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１９３号
神奈川県座間市明王８番地の９
債務者　細野麻衣子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１９６号
相模原市南区上鶴間本町３丁目13番10―401号
債務者　木村和幹こと　朴　　和輝
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１号
京都府舞鶴市字清道220番地
債務者　有馬　佳子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
京都府舞鶴市字清道220番地
債務者　有馬　竜一
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
京都府舞鶴市字清道220番地
債務者　有馬　快人
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第１９３６号
大阪市鶴見区横堤４丁目２番14号
債務者　近藤　博美
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９５４号
大阪府高槻市富田町６丁目６番１―201号
債務者　竹田淳一郎
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０２３号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目７番16号　ハイツ・ヤマザキ　305
債務者　黒瀬よしみ（旧姓天満）
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０３７号
大阪市淀川区木川東２丁目16番19号　みどり荘別館　１号
債務者　脇田久美子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０３９号
大阪市住之江区安立４丁目10番10号　阪堺マンション　302
債務者　久保　　馨
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１０９号
大阪府摂津市鶴野１丁目６番28―403号
債務者　松尾　真子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１５８号
大阪府茨木市松ケ本町６番37―809号
債務者　福谷　和代
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１７４号
大阪市城東区今福東３丁目７番２―204号
債務者　柴田三重子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部